

04

公共施設利用の取組

04 公共施設利用の取組

公共施設利用フローの作成・変遷

- 令和2年4月7日付けで国から発出された緊急事態宣言が、同年5月25日に解除され、東京都においても「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップにおける休業要請の緩和のステップ（施設別）」を示した。
- 東京都が示したステップの内容では、市の公共施設とは施設規模感も異なることから、そのステップをベースとして、市独自の公共施設の再開の拠り所となる公共施設利用フローを作成した。
- 各公共施設は当該フローに基づき、各施設毎の留意事項を整理し、フローで示した各段階ごとにおける施設の利用要件等を整理し、公表・運用を行った。
- 公共施設利用フローは国の緊急事態宣言の再発出や都で示した方針、市内の感染状況等により適宜改訂をし、必要により「段階の特例」を設定し、感染対策を講じた施設利用の運用を行った。
- 感染状況や国等の動きを基に、市の感染対策の対応を見直し、令和5年2月28日でフローに基づく運用を終了し、同年3月1日より利用者主体による感染対策の実施に切り替えた。

市ホームページにおいても、フローの現在の段階や、各施設の留意事項を公開し、感染状況等により適宜見直しを実施

公共施設などの開館・休業情報

ページ番号 1022746 更新日 令和4年3月22日

このページでは、新型コロナウイルス感染症対策による公共施設などの開館・休業情報を掲載します。内容は随時更新していきます。

市施設の開館・休業について【令和4年3月17日時点】

市内の公共施設などの利用について、国が令和4年3月17日に決定した新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の解除の方針を受けて、「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置解除後（令和4年3月22日以降）における国分寺市の公共施設利用フロー」を決定しました。

これまで同様の感染防止対策を徹底し、公共施設ごとの留意事項及び活動に向けたガイドラインを遵守することを前提に、第5段階を含めた全ての公共施設の利用を令和4年3月22日（火曜日）より再開します。また、公共施設における飲食については、緊急や会話時のマスク着用等の感染防止対策を徹底することを前提とします。（注）飲酒及び酒類の持ち込みは不可詳しくは、各施設のページをご覧ください。

● [新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置解除後（令和4年3月22日以降）における国分寺市の公共施設利用フロー](#) (PDF 127.4KB) □

cocobunjiプラザ施設利用に係る留意事項

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用に際しては、下記内容の確認をお願いします。なお、令和3年10月25日（月曜日）から各部屋の定員数の制限を解除しています。これにより、利用定員の減員に伴う施設使用料の減額は終了とし、通常料金となりました。

● [cocobunjiプラザ施設利用に係る留意事項（令和4年6月1日時点）](#) (PDF 269.6KB) □

リオン広場利用に係る留意事項

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用に際しては、下記内容の確認をお願いします。

● [リオン広場利用に係る留意事項（令和4年3月17日時点）](#) (PDF 216.1KB) □

お問い合わせ

cocobunjiプラザ 042-325-6330（午前9時から午後8時まで）

● [cocobunjiプラザ専用サイト](#)（外部リンク）□

PDF形式のファイルをご利用するためには、「Adobe (R) Reader」が必要です。お持ちでない方は、Adobeのサイトからダウンロード（無料）してください。Adobeのサイトは新しいウィンドウで開きます。

国分寺市スポーツ関係施設の利用に係る留意事項

施設の利用にあたっては、感染防止を図るため、下記のような症状がある場合は利用を自粛してください。

(1) 利用当日に体温を測り、平熱よりも1度以上高い方は利用を控えてください。

(2) 以下の項目に一つでも当てはまる場合は、利用を控えてください。

- 咳、のどの痛みなどの風邪の症状がある
- だるさ、息苦しさがある
- 嗅覚や味覚の異常がある
- 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者と濃厚接触している
- 過去14日以内に海外に渡航したか渡航又は当該在住者と濃厚接触している

その他、施設ごとに利用人数の制限や、様々なルールがあります。

ご利用になる施設の最新情報は、下記の『利用ルール』をご確認ください。

● [【令和4年3月22日以降】国分寺市スポーツ関係施設の利用に係る留意事項（令和4年6月1日一部修正）](#) (PDF 425.4KB) □

● [利用ルール（いなかき運動場・戸倉野球場・テニスコート）](#) 最新：R3.10.25 (PDF 492.0KB) □

● [利用ルール（市民スポーツセンター）](#) 最新：R3.10.25 (PDF 510.6KB) □

04 公共施設利用の取組

【令和2年5月29日決定】 緊急事態宣言解除後における 国分寺市の公共施設再開のフロー



市決定フローの考え方【第1段階に位置付け】

- 国の緊急事態宣言が解除されたことにより、市内公共施設などに関して、適切な感染症予防策を講じた上で順次再開するための拠り所となるフローを作成した。施設の再開にあたり、東京都公表の「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップにおける休業要請の緩和のステップ(施設別)」の流れに基づくものとした。
- 緊急事態宣言の解除に伴う公共施設の再開へ向けて、感染拡大予防の観点から各施設のリスク評価を実施。人と人との距離を十分確保することを前提とした利用定員の制限や、換気等が困難な場所を利用中止とするなどを盛り込んだ**運営方針を施設ごとに定め**、利用再開(一部施設を除く)へ向けて準備を進めた。
- 感染が発生した際、保健所からの調査に速やかに対応できるよう、**公共施設利用者から利用者名簿を取得**することとした。(イベントも同様)

【令和2年6月16日改訂】 緊急事態宣言解除後における 国分寺市の公共施設再開のフロー



市決定フローの考え方【第3段階に位置付け】

- 都のロードマップにおけるステップの位置付けでは、施設再開の目安として判断しにくいことから、市の状況を踏まえたより分かりやすい施設再開の目安等に整理した。

【令和2年6月23日改訂】 緊急事態宣言解除後における 国分寺市の公共施設再開のフロー



市決定フローの考え方【7月1日から第4段階に位置付け】

- 令和2年7月1日より、第4段階への移行を決定し、第4段階に位置付けられた施設については、感染防止対策が整い次第、順次再開を行うこととした。
- 施設利用の用途により、利用者による、より一層の感染防止対策が求められる使用については、十分な感染防止対策の利用者との合意を前提に、順次利用の再開を行うものとした。

04 公共施設利用の取組

【令和3年3月30日改訂】 緊急事態宣言再発出解除後における 国分寺市の公共施設利用フロー



【令和3年4月12日改訂】 緊急事態宣言再発出解除後における 国分寺市の公共施設利用フロー



【令和3年4月23日改訂】 令和3年4月23日付緊急事態宣言再発出に伴う 国分寺市の公共施設利用フロー



市決定フローの考え方【第4段階特例に位置付け】

- 夜間の利用時間短縮を東京都のリバウンド防止期間に準拠し、令和3年4月21日まで継続する。利用人数の上限は、緩和せず現在の定員を維持した。
- 東京都のリバウンド防止期間等の内容・動向を踏まえて、今後の対策本部にて継続・解除の判断をすることとした。

市決定フローの考え方【第4段階に位置付け】

- 夜間の利用時間短縮を東京都のまん延防止等重点措置のその他の施設への対応(措置区域以外)に準拠し、令和3年5月11日まで継続。利用人数上限は、緩和せず現在の定員を維持した。
- 東京都の動向を踏まえて、今後の本部にて継続・解除の判断をすることとした。

市決定フローの考え方【第1段階に位置付け】

- 令和3年4月23日付けで緊急事態宣言が再発出されたことに伴い、第1段階として、休業・休館した。

04 公共施設利用の取組

【令和3年6月18日決定】 緊急事態宣言解除後(令和3年6月21日以降)における国分寺市の公共施設利用フロー

緊急事態宣言解除後(令和3年6月21日以降)における国分寺市の公共施設利用フロー

各段階の考え方	施設の分類
第1段階 感染防止対策を講じたうえで、短時間の利用を対象とする	●公園(公園緑地の利用) ●市民センター(公民館利用) ●コミュニティ・プラザ(地域センター(公民館緑地利用))
第2段階 感染防止対策を講じたうえで、屋外・時間短縮(夜間利用中止)等の制限付利用なども対象とする ※原則、福祉施設を除く	●公園(公園緑地の利用) ●市民センター(公民館利用) ●コミュニティ・プラザ(地域センター(公民館緑地利用)) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用)
第3段階 感染防止対策を講じたうえで、屋内スポーツ施設も対象とする 令和3年6月20日まで	●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用)
第4段階 感染防止対策を講じたうえで、福祉施設・夜間利用なども対象とする	●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用)
第5段階 感染防止対策を講じたうえで、調理を行う利用なども対象とする	●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用)

適切な感染防止対策を講じたうえで更なる制限の緩和
※各段階に記載された公共施設の制限内容については、公共施設毎に定めた留意事項を参照

【令和3年6月24日改訂】 緊急事態宣言解除後(令和3年6月21日以降)における国分寺市の公共施設利用フロー

緊急事態宣言解除後(令和3年6月21日以降)における国分寺市の公共施設利用フロー

各段階の考え方	施設の分類
第1段階 感染防止対策を講じたうえで、短時間の利用を対象とする	●公園(公園緑地の利用) ●市民センター(公民館利用) ●コミュニティ・プラザ(地域センター(公民館緑地利用))
第2段階 感染防止対策を講じたうえで、屋外・時間短縮(夜間利用中止)等の制限付利用なども対象とする ※原則、福祉施設を除く	●公園(公園緑地の利用) ●市民センター(公民館利用) ●コミュニティ・プラザ(地域センター(公民館緑地利用)) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用)
第3段階 感染防止対策を講じたうえで、屋内スポーツ施設も対象とする	●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用)
第4段階 感染防止対策を講じたうえで、福祉施設・夜間利用なども対象とする	●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用)
第5段階 感染防止対策を講じたうえで、調理を行う利用なども対象とする	●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用)

適切な感染防止対策を講じたうえで更なる制限の緩和
※各段階に記載された公共施設の制限内容については、公共施設毎に定めた留意事項を参照

【令和3年7月9日決定】 令和3年7月8日付緊急事態宣言再発出に伴う国分寺市の公共施設利用フロー

令和3年7月8日付緊急事態宣言再発出に伴う国分寺市の公共施設利用フロー

各段階の考え方	施設の分類
第1段階 感染防止対策を講じたうえで、短時間の利用を対象とする	●公園(公園緑地の利用) ●市民センター(公民館利用) ●コミュニティ・プラザ(地域センター(公民館緑地利用))
第2段階 感染防止対策を講じたうえで、屋外・時間短縮(夜間利用中止)等の制限付利用なども対象とする ※原則、福祉施設を除く	●公園(公園緑地の利用) ●市民センター(公民館利用) ●コミュニティ・プラザ(地域センター(公民館緑地利用)) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用)
第3段階 感染防止対策を講じたうえで、屋内スポーツ施設も対象とする	●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用)
第4段階 感染防止対策を講じたうえで、福祉施設・夜間利用なども対象とする	●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用)
第5段階 感染防止対策を講じたうえで、調理を行う利用なども対象とする	●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用) ●市民センター(公民館利用)

適切な感染防止対策を講じたうえで更なる制限の緩和
※各段階に記載された公共施設の制限内容については、公共施設毎に定めた留意事項を参照

市決定フローの考え方【第4段階特例に位置付け】

- 国の緊急事態宣言が令和3年6月20日をもって終了し、令和3年6月21日から東京都がまん延防止等重点措置の対象となることを踏まえ、**夜間利用時間短縮等の措置を講ずるため、第4段階の特例を設定した。**
- ①第1～3段階を含む施設の夜間利用時間短縮②中学校校庭、中学校体育館(制限付開放)を除く③小学校体育館(制限付開放)は第3段階を維持した。
- 今後の感染状況等を踏まえ、特例を解除することとした。

市決定フローの考え方【第4段階特例に位置付け】

- 第4段階特例の中で除いていた**中学校校庭・中学校体育館(制限付開放)**と第3段階を維持した**小学校体育館(制限付開放)**に関して、都教育委員会の通知を踏まえ、令和3年6月26日より他の施設と同様、第4段階の特例における**「施設の夜間利用時間を短縮」に含めた措置**とした。

市決定フローの考え方【第4段階特例に位置付け】

- 国・都等の考え方を踏まえ、令和3年7月12日以降もこれまでの対応と同様、**第4段階の特例として施設の夜間利用時間の短縮を継続した。**

04 公共施設利用の取組

【令和3年9月29日決定】 緊急事態宣言解除後(令和3年10月1日以降)に おける国分寺市の公共施設利用フロー

緊急事態宣言解除後(令和3年10月1日以降)における国分寺市の公共施設利用フロー

各段階の考え方	施設の種類
第1段階 感染防止対策を講じたうえで、短時間の利用を対象とする	●公園(広域緑地の利用) ●市民館(市民活動の場) ●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民会館(市民活動の場) ●市民プラザ(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場)
第2段階 感染防止対策を講じたうえで、屋外・時間短縮(夜間利用中止)等の制限付利用なども対象とする	●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民会館(市民活動の場) ●市民プラザ(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場)
第3段階 感染防止対策を講じたうえで、屋内スポーツ施設も対象とする	●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民会館(市民活動の場) ●市民プラザ(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場)
第4段階 感染防止対策を講じたうえで、福祉施設・夜間利用なども対象とする	●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民会館(市民活動の場) ●市民プラザ(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場)
第5段階 感染防止対策を講じたうえで、調理を併用可能な施設も対象とする	●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民会館(市民活動の場) ●市民プラザ(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場)

令和3年10月1日から24日まで
※小中学校特別教室・小中学校体育館(児童・生徒以外の利用)は令和3年10月8日から適用
※10月25日以降の対応については、今後の感染状況を踏まえ、対策本部で継続等の判断をする

適切な感染防止対策を講じたうえで更なる制限の緩和

【令和3年10月22日改訂】 緊急事態宣言解除後(令和3年10月1日以降)に おける国分寺市の公共施設利用フロー

緊急事態宣言解除後(令和3年10月1日以降)における国分寺市の公共施設利用フロー

各段階の考え方	施設の種類
第1段階 感染防止対策を講じたうえで、短時間の利用を対象とする	●公園(広域緑地の利用) ●市民館(市民活動の場) ●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民会館(市民活動の場) ●市民プラザ(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場)
第2段階 感染防止対策を講じたうえで、屋外・時間短縮(夜間利用中止)等の制限付利用なども対象とする	●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民会館(市民活動の場) ●市民プラザ(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場)
第3段階 感染防止対策を講じたうえで、屋内スポーツ施設も対象とする	●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民会館(市民活動の場) ●市民プラザ(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場)
第4段階 感染防止対策を講じたうえで、福祉施設・夜間利用なども対象とする	●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民会館(市民活動の場) ●市民プラザ(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場)
第5段階 感染防止対策を講じたうえで、調理を併用可能な施設も対象とする	●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民会館(市民活動の場) ●市民プラザ(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場)

令和3年10月25日から
※小中学校特別教室・小中学校体育館(児童・生徒以外の利用)は令和3年10月8日から適用
※10月25日以降の対応については、今後の感染状況を踏まえ、対策本部で継続等の判断をする

適切な感染防止対策を講じたうえで更なる制限の緩和

【令和4年1月20日改訂】 緊急事態宣言解除後(令和3年10月1日以降)に おける国分寺市の公共施設利用フロー

緊急事態宣言解除後(令和3年10月1日以降)における国分寺市の公共施設利用フロー

各段階の考え方	施設の種類
第1段階 感染防止対策を講じたうえで、短時間の利用を対象とする	●公園(広域緑地の利用) ●市民館(市民活動の場) ●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民会館(市民活動の場) ●市民プラザ(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場)
第2段階 感染防止対策を講じたうえで、屋外・時間短縮(夜間利用中止)等の制限付利用なども対象とする	●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民会館(市民活動の場) ●市民プラザ(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場)
第3段階 感染防止対策を講じたうえで、屋内スポーツ施設も対象とする	●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民会館(市民活動の場) ●市民プラザ(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場)
第4段階 感染防止対策を講じたうえで、福祉施設・夜間利用なども対象とする	●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民会館(市民活動の場) ●市民プラザ(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場)
第5段階 感染防止対策を講じたうえで、調理を併用可能な施設も対象とする	●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民会館(市民活動の場) ●市民プラザ(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場) ●市民センター(市民活動の場) ●市民ホール(市民活動の場)

令和4年1月21日から
※小中学校特別教室・小中学校体育館(児童・生徒以外の利用)は令和3年10月8日から適用
※10月25日以降の対応については、今後の感染状況を踏まえ、対策本部で継続等の判断をする

適切な感染防止対策を講じたうえで更なる制限の緩和

市決定フローの考え方【第4段階に位置付け】

- 東京都のリバウンド防止措置に準拠し、令和3年10月24日まで夜間利用時間制限を解除し、第4段階に移行した。
- 利用人数上限は、各施設の利用にあたっての留意事項を徹底したうえで、約1/2の制限を3/4まで緩和する。
- 令和3年10月25日以降は東京都の動向を踏まえ本部で判断することとした。

市決定フローの考え方【更なる制限の緩和に位置付け】

- 令和3年10月25日から感染防止対策を徹底し、施設毎の留意事項及び活動に応じたガイドラインを遵守することを前提に、第5段階を含めた全ての公共施設の利用を再開した。
 - 利用人数上限も各施設規定の定員数に戻した。
 - 第5段階の調理室等の利用について、黙食や会話等のマスク着用等の感染防止対策を徹底することを前提に飲食を認めた。
- 【令和3年11月4日決定内容】
- 黙食・会話時のマスク着用徹底の周知を行うことを前提に令和3年11月8日より施設内での飲食を可とする。なお、大人数の会食は、東京都の基本的対策徹底期間である令和3年11月30日まで不可。
- 【令和3年11月26日決定内容】
- 公共施設内の大人数の会食は12月1日以降も引き続き不可。

市決定フローの考え方【第5段階特例に位置付け】

- 令和4年1月21日からまん延防止等重点措置の区域に東京都が定められたことに伴い、利用できる施設の段階を第5段階に戻すとともに、施設内飲食利用の不可(喫茶施設は除く・調理室は調理以外の利用は可)とした。
- 小中学校特別教室・体育館の児童生徒以外の利用不可、屋外・屋内スポーツ施設の夜間利用時間短縮を行うことから、「第5段階の特例」として位置づけ、施設運用を実施した。

